

企業主導型保育施設の「地域枠」をご利用の方が 幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、 お住まいの市町村での手続きが必要になります。

企業主導型保育施設の「地域枠」をご利用の方が、無償化の対象となるためには、以下の要件に該当する必要があります。

年 齢	要 件
3歳児から5歳児まで（※1）	保育の必要性の認定を受けた子ども
0歳児から2歳児まで（※2）	住民税非課税世帯かつ 保育の必要性の認定を受けた子ども

※1 3歳児から5歳児までとは、3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した日から小学校就学前までの子どもです。

※2 0歳児から2歳児までとは、0歳から満3歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもです。

保育の必要性の認定を受けるためには

お住まいの市町村において、事前に「教育・保育給付認定」の手続きを行ってください。
なお、既に「教育・保育給付認定」を受けている方（市役所において企業主導型保育施設または認可保育所の入所申込に係る書類の提出をされた方）については、手続きを省略できる場合がありますので、お手数ですが、必ず裏面問合せ先までご連絡ください。

1 提出書類

(1) 令和6年度教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

(2) 保育を必要とすることがわかる証明書

※保護者（父・母もしくは養育者）の保育を必要とする理由によって、提出する書類が異なります。詳細は裏面をご確認ください。

2 提出期限

(1) 令和6年度に新たに入園する方：入園日まで

(2) 令和6年度に新たに3歳児となる方：令和6年3月15日まで

※期限までに提出が難しい場合は、下記までご連絡ください。

3 提出先及び問合せ先（※郵送可）

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市こども未来課保育担当

※市外の方は、お住まいの市町村においてお手続きください。



その他

(1) 0歳児から2歳児までの無償化対象者について、住民税非課税世帯であるか否かの確認については、企業主導型保育施設が行うため、施設から所得証明書等の提出を求められることとなります。詳しくは、施設に直接ご確認ください。

(2) 「教育・保育給付認定」を受けた後の手続き等の詳細に関しては、企業主導型保育施設に直接お問い合わせください。

保育を必要とすることがわかる証明書について

保護者（※父・母（もしくは養育者）それぞれ必要）の保育を必要とする理由により、必要書類が異なります。下記をご確認の上、「令和6年度教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」とともにご提出ください。

保育を必要とする理由	必要書類
就労している人（月64時間以上）	就労証明書
育児休業中の人（※1） （職場復帰後、月64時間以上の就労を予定している人）	就労証明書（職場復帰日が記載されたもの）
自営業（月64時間以上）	就労証明書 事業を確認できる書類（確定申告書の写し） ※開業後間もない等の理由により確定申告書の写しが提出できない場合は開業届の写し
妊娠中または産後間がない人（※2）	親子健康（母子）手帳の写し
疾病がある人	診断書（治癒見込み期間と保育ができないことが明記されたもの）
障がいがある人	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の写し （有効期限がある場合は、期限が記載された部分の写しも必要）
同居の親族を常時介護または看護している人	介護状況表、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の写しまたは診断書（診断書は、治癒見込み期間と保育ができないことが明記されたもの）
求職活動をしている人（※3）	申告書（求職活動中）
就学している人	在学証明書（学校が記入） ※授業日数時間等が確認できない場合は、授業カリキュラムの添付が必要です。

※1 育児休業取得以前から企業主導型保育施設に在籍している場合のみ対象です（育児休業中に新規入園した場合は対象外です。その場合は、復帰に合わせて申請していただくことになります。）。施設に通っている上の子どもが小学校に就学する日の前日まで、または生まれる子どもが満1歳を迎える日の属する年度の末日までのいずれか短い期間までの認定となります。

※2 出産日前後各8週間程度の認定となります。

※3 事由が生じた日から90日を経過する日の属する月の末日までの認定となります。認定の延長には、別途保育を必要とすることがわかる証明書の提出が必要です。

【問合せ先】

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市子ども未来課保育担当 TEL：092-584-1111（代表）

（春日市外の方は、お住まいの市町村の担当部署にお尋ねください）